

都道府県の任期付職員として働く



三重県庁総務部法務・文書課主幹

山田 明弘

Yamada, Akibiro

1 はじめに

私は、2019年4月から三重県の任期付職員（任期3年）として勤務しています。本稿を執筆する時点で約1年半が経過してちょうど折り返し地点となったので、これまでの活動を振り返るとともに、自治体で働く法曹有資格者の役割についても考えてみたいと思います。なお、ここで記載した内容は、所属組織の公式見解ではなく、筆者の個人的な見解です。

2 法律に基づいた行政運営と説明責任

自治体職員は、法律に基づいて職務を行わなければならないため、頻繁に法律問題に直面します。

行政処分などの権力的な活動を行う場合はもちろんですが、私的自治、契約自由の原則が妥当する契約締結の場面でも、入札制度などの契約の公正・適正を担保するためのルールが定められています。

貸したお金を返してくれないという場面でも、私人であれば、訴訟を起こして回収するか、回収を諦めるかは、債権者が自由に決めればよいことですが、自治体の場合はそうではありません。

訴訟の提起は、議会の議決事項とされており、例外的に首長の判断（専決）で決定できる場合でも、議会に事後報告が必要です（地方自治法96条1項12号、180条）。地方公共団体は、客観的に存在する

債権を理由もなく放置したり、免除したりすることは許されない（最判平16・4・23民集58巻4号892頁）ため、権利行使を怠っていると、住民訴訟で責任追及の対象とされるリスクがあります。

また、自治体職員は、行政運営を付託されている立場にあるため、その職務について説明責任を負っています。

3 リーガル・サポート

三重県庁では、職員の法令習熟度を向上させ、法令遵守や説明責任の実効性を高めるための取組をリーガル・サポートと呼んでいます。庁内の法律相談は、リーガル・サポートの一環として実施しているため、相談を依頼する担当者には、可能な範囲で事前に問題点や資料を整理した上で、法律相談を受けてもらっています。

私が法律相談を実施する際も、こうした点を意識して、意思決定の根拠となる資料にはどのようなものがあるのか、法令や過去の裁判例等に照らしてどこまでが明確でどこからが解釈になるのか、解釈が分かれる問題についてはどのような視点がありうるのかといったことが担当者に伝わるように説明することを心がけています。

4 法令の調査

都道府県は、幅広い業務を行っているため、関係する法令は多岐

にわたります。これらすべての法令を頭に入れておくことは不可能ですので、調べる機会が自然と多くなります。

知らない法令や分からない法令はすぐ調べますし、根拠を示して回答するためにも調べます。法令を調べるスキルについては、法情報の調べ方や情報検索についての本を読んでスキルアップを図っています。また、新しい情報にもアンテナを張っておくために、判例タイムズ、判例時報、判例地方自治、自治実務セミナーなどの雑誌は必ずチェックしています。

図書館の活用もお勧めです。図書館は、幅広い分野の本が置いてあり、しかも無料で利用できます。法令についての情報は紙媒体の本や雑誌にしか書いていないことも多いため、図書館は、こうした情報にアクセスするための非常に有益なツールとなります。図書館の有用性については、ここでは語りつくせませんが、ぜひ図書館に行き、0番「総記」の棚に置いてある図書館活用法や図書館情報学についての本を読んでみてください。

5 庁内で働くことの強み

自治体職員が職務を行っていく中で、法令の解釈に疑問が生じる場面は無数にあります。多くの問題は、担当者や組織内で解決されていきますが、判断に迷う事案に

について法曹有資格者の助言が欲しいというニーズは非常に大きいものを感じます。

例えば、自治体で行われている債権管理や公物管理の場面では、日常的に様々な法律問題が生じていますが、それらすべてについて、外部の法律事務所に相談に行くことは考えられません。また、行政処分の理由付記や聴聞・弁明の機会付与などの事前手続を行う場面でも、よほどの重要案件でもなければ、外部の法律事務所に相談に行くことは少ないと考えられますが、訴訟や審査請求で、行政処分の事前手続の瑕疵が争われる場面は少なくありません。

自治体で働く法曹有資格者は、こうした庁内で日々起きている法律問題に対して、きめ細かな対応ができる点で強みがあります。そのほかにも、公益通報や不適切な事務処理が疑われる事案では、事実確認や対応方針を決定する初動の段階から関与することができ、民法改正に伴う契約書式やマニュアルの改訂といった職員の業務に密接にかかわる問題についても、担当者と一緒に考えていくことができます。

6 法廷での訴訟活動

三重県庁では、訴訟対応は、外部の法律事務所に依頼しているため、庁内の法曹有資格者は、基本的に法廷での訴訟活動を行っていません。ここでは、自治体の法曹有資格者に対するニーズは、訴訟対応だけではないということを強調しておきたいと思います。

7 新型コロナウイルスの影響

新型コロナウイルス感染拡大により、法曹有資格者の業務にも影

響がありました。緊急事態宣言が出される前後は、予定していた研修を中止・延期にしたり、執務室にパーテーションを設置したり、在宅勤務、時差出勤が実施されるなどの対応が取られました。また、新型コロナウイルス関連の法律相談も実施しました。

緊急事態宣言後は、庁内のデジタル化が急速に進められており、自宅からリモートで職場のパソコンが操作できる環境が整えられました。私も、在宅勤務を実施したり、会議や法律相談にウェブ会議を活用したりする場面が出てきています。また、法務研修の動画を庁内のインターネット放送局で配信して、各職員の在宅勤務中や自席で視聴してもらう取組も実施しました。

8 自治体で働く法曹有資格者の展望

新型コロナウイルスの影響で社会のデジタル化や情報化が進むと、情報へのアクセスが容易になるため、今まで以上に行政運営の透明性や法令遵守、説明責任が求



法務研修実施時

められることが予想されます。また、人口減少社会では、自治体は、限られた財源の中で多くのニーズに応えなければならないため、前例踏襲の仕事だけでは対応できず、新しいアクションを起こさなければならない場面が増えていくことが予想されますが、その度に、法令適合性の判断や説明責任が求められます。

このような時代にあっては、日々新しい問題に奮闘しなければならない自治体職員を、法務面からサポートする法曹有資格者の役割が重要性を増していくのではないかと考えられます。

自治体職員として法曹有資格者が活躍できるフィールドは、まだまだ広がっています。

法曹有資格者採用から7年

三重県では、2013年10月から法曹有資格者を任期付職員として採用しています。当初は、2年という限られた期間で、その後も採用を続けるかは決められていませんでした。この間に、職員の法務能力を向上させることを意図したものです。

しかし、一度、法曹有資格者が活躍を始めると、なくてはならない存在となり、2020年10月で7年目に突入、山田主幹で3人目の法曹有資格者となりました。

大きなメリットとして、緊急に発生した問題への対処や重要課題に継続して助言を受けられることなどがあげられます。

山田主幹から、最近では、新型コロナウイルスに関連した問題、三重県で開催予定の国体に関する案件など、日々発生する課題にタイムリーな対応をしてもらっており、職員からの信頼も厚いです。

行政から法的課題がなくなることはありません。自治体における法曹有資格者のますますのご活躍を期待しております。

三重県総務部長 紀平 勉